

「リモートサポートサービス（N）利用規約」新旧対照表

改定前 (2025年7月1日付)	改定後 (2025年9月1日付)
第2条（定義） 4. 「SoftBank 光」とは、当社が別途定める SoftBank 光サービス規約に基づき提供する電気通信サービスの総称をいいます。	第2条（定義） 4. 「SoftBank 光」とは、当社が別途定める SoftBank 光サービス規約に基づき提供する電気通信サービスの総称をいいます。
第4条（提供区域） 本サービスは、会員が利用している SoftBank 光の提供区域において提供します。	第4条（提供区域） 本サービスは、会員が利用している SoftBank 光の提供区域において提供します。
第5条（契約の単位） 1. 当社は、1のSoftBank光契約につき、1の本契約を締結します。 2. 本サービスの会員は、SoftBank光会員と同一の者に限りります。	第5条（契約の単位） 1. 当社は、1のSoftBank光契約につき、1の本契約を締結します。 2. 本サービスの会員は、SoftBank光会員と同一の者に限りります。
第7条（契約申込の承諾） 1. 本サービスの契約は、以下の場合に成立するものとします。 (1) SoftBank光の契約成立後に本サービスを申し込む場合、当社がその申込みを受諾した日を契約成立日とします。 (2) SoftBank光の契約成立前に本サービスを申し込む場合、SoftBank光の利用契約が成立した日または本サービスの利用を開始した日のいずれか早い日を契約成立日とします。	第7条（契約申込の承諾） 1. 本サービスの契約は、以下の場合に成立するものとします。 (1) SoftBank光の契約成立後に本サービスを申し込む場合、当社がその申込みを受諾した日を契約成立日とします。 (2) SoftBank光の契約成立前に本サービスを申し込む場合、SoftBank光の利用契約が成立した日または本サービスの利用を開始した日のいずれか早い日を契約成立日とします。
第12条（利用停止） 1. 当社は、会員が次のいずれかに該当するときには、当社が定める期間、本サービスの利用を停止することがあります。 (1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。 (2) 会員が当社と契約を締結している又は締結していた他のSoftBank光等に係る料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。 (3) 当社の名誉若しくは信用を毀損したとき。 (4) 第9条（営業活動の禁止）、第10条（著作権等）	第12条（利用停止） 1. 当社は、会員が次のいずれかに該当するときには、当社が定める期間、本サービスの利用を停止することがあります。 (1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。 (2) 会員が当社と契約を締結している又は締結していた他のSoftBank光等に係る料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。 (3) 当社の名誉若しくは信用を毀損したとき。 (4) 第9条（営業活動の禁止）、第10条（著作権等）

<p>及び第 33 条（利用に係る会員の義務）の規定に違反したとき。</p> <p>(5) 会員が過度に頻繁に問合せを実施し又はサポートサービス及びオンラインパソコン教室の提供に係る時間を故意に延伸し、当社の業務の遂行に支障を及ぼしたとき。</p> <p>(6) 本規約に反する行為であって、本サービス又は SoftBank 光等に関する当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがある行為をしたとき</p> <p>(7) 当社に損害を与えたとき。</p>	<p>及び第 33 条（利用に係る会員の義務）の規定に違反したとき。</p> <p>(5) 会員が過度に頻繁に問合せを実施し又はサポートサービス及びオンラインパソコン教室の提供に係る時間を故意に延伸し、当社の業務の遂行に支障を及ぼしたとき。</p> <p>(6) 本規約に反する行為であって、本サービス又は SoftBank 光等に関する当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがある行為をしたとき</p> <p>(7) 当社に損害を与えたとき。</p>
<p>第 13 条（利用の制限）</p> <p>当社は、SoftBank 光サービス規約第 33 条（サービスの中止等）に規定する通信利用の制限等があったときは、本サービスの制限（天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生する恐れがあるときには、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信、又は公共の利益のために緊急を要する通信を優先的に取り扱うため、本サービスの利用を制限することをいいます。）を行うことがあります。</p>	<p>第 13 条（利用の制限）</p> <p>当社は、SoftBank 光サービス規約第 33 条（サービスの中止等）に規定する通信利用の制限等があったときは、本サービスの制限（天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生する恐れがあるときには、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信、又は公共の利益のために緊急を要する通信を優先的に取り扱うため、本サービスの利用を制限することをいいます。）を行うことがあります。</p>
<p>第 15 条（会員による契約解除）</p> <ol style="list-style-type: none"> 会員は、本契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ当社所定の方法により当社へ通知して頂きます。 会員が、当社の定める方法で当社に対し解約を申し出た場合、解約の申出日の属する月の末日（以下「解約成立日」といいます）をもって本サービスの利用契約を解約できます。 会員は、解約成立日が属する月の基本料金を支払うものとします。 会員は、解約の申出日より解約成立日までの間は、本サービスの利用ができるものとします。 	<p>第 15 条（会員による契約解除）</p> <ol style="list-style-type: none"> 会員は、本契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ当社所定の方法により当社へ通知して頂きます。 会員が、当社の定める方法で当社に対し解約を申し出た場合、解約の申出日の属する月の末日（以下「解約成立日」といいます）をもって本サービスの利用契約を解約できます。 会員は、解約成立日が属する月の基本料金を支払うものとします。 会員は、解約の申出日より解約成立日までの間は、本サービスの利用ができるものとします。 会員が、SoftBank 光から当社が提供する他のインターネットサービス（SoftBank Air 等）へサービス変更を行った場合、原則として本サービスは、当該他のインターネットサービスの課金開始日に自動的に解約

	されるものとします。ただし、当該サービス変更が本サービスの解約を当然に伴うものではない場合は、この限りではありません。
第 16 条（当社による契約解除） 2. 本契約に係る SoftBank 光契約について、SoftBank 光契約の解除があったとき。	第 16 条（当社による契約解除） 2. 本契約に係る SoftBank 光契約について、SoftBank 光契約の解除があったとき。
第 18 条（料金） 1. 本サービスの課金開始日は、以下の各号に定めるとおりとします。 (1) SoftBank 光の契約成立後に本サービスを申し込む場合は、当社が本サービスの利用が可能であることを確認した日を課金開始日とします。 (2) SoftBank 光の契約成立前に本サービスを申し込む場合は、SoftBank 光の課金開始日または本サービスの利用を開始した日のいずれか早い日を課金開始日とします。	第 18 条（料金） 1. 本サービスの課金開始日は、以下の各号に定めるとおりとします。 (1) SoftBank 光の契約成立後に本サービスを申し込む場合は、当社が本サービスの利用が可能であることを確認した日を課金開始日とします。 (2) SoftBank 光の契約成立前に本サービスを申し込む場合は、SoftBank 光の課金開始日または本サービスの利用を開始した日のいずれか早い日を課金開始日とします。

「24時間出張修理オプション（N）サービス利用規約」新旧対照表

改定前 (2025年7月1日付)	改定後 (2025年9月1日付)
<p>第8条（会員による契約解除）</p> <ol style="list-style-type: none"> 会員は、本契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ当社所定の方法により当社へ通知して頂きます。 会員が、当社の定める方法で当社に対し解約を申し出した場合、解約の申出日の属する月の末日（以下「解約成立日」といいます）をもって本サービスの利用契約を解約できます。 会員は、解約成立日が属する月の基本料金を支払うものとします。 	<p>第8条（会員による契約解除）</p> <ol style="list-style-type: none"> 会員は、本契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ当社所定の方法により当社へ通知して頂きます。 会員が、当社の定める方法で当社に対し解約を申し出した場合、解約の申出日の属する月の末日（以下「解約成立日」といいます）をもって本サービスの利用契約を解約できます。 会員は、解約成立日が属する月の基本料金を支払うものとします。 会員は、解約の申出日より解約成立日までの間は、本サービスの利用ができるものとします。 会員が、SoftBank 光から当社が提供する他のインターネットサービス（SoftBank Air 等）へサービス変更を行った場合、原則として本サービスは、当該他のインターネットサービスの課金開始日に自動的に解約されるものとします。ただし、当該サービス変更が本サービスの解約を当然に伴うものではない場合は、この限りではありません。

「7-22 時出張修理オプション (N) サービス利用規約」新旧対照表

改定前 (2025年7月1日付)	改定後 (2025年9月1日付)
<p>第8条 (会員による契約解除)</p> <ol style="list-style-type: none"> 会員は、本契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ当社所定の方法により当社へ通知して頂きます。 会員が、当社の定める方法で当社に対し解約を申し出した場合、解約の申出日の属する月の末日（以下「解約成立日」といいます）をもって本サービスの利用契約を解約できます。 会員は、解約成立日が属する月の基本料金を支払うものとします。 	<p>第8条 (会員による契約解除)</p> <ol style="list-style-type: none"> 会員は、本契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ当社所定の方法により当社へ通知して頂きます。 会員が、当社の定める方法で当社に対し解約を申し出した場合、解約の申出日の属する月の末日（以下「解約成立日」といいます）をもって本サービスの利用契約を解約できます。 会員は、解約成立日が属する月の基本料金を支払うものとします。 会員は、解約の申出日より解約成立日までの間は、本サービスの利用ができるものとします。 会員が、SoftBank 光から当社が提供する他のインターネットサービス（SoftBank Air 等）へサービス変更を行った場合、原則として本サービスは、当該他のインターネットサービスの課金開始日に自動的に解約されるものとします。ただし、当該サービス変更が本サービスの解約を当然に伴うものではない場合は、この限りではありません。